

これまでの行政改革の主な取組

本市では、昭和 61 年度の第 1 次行政改革大綱を皮切りに指定管理者制度の導入、職員数の削減、大学連携や市民協働など、その時代における市民ニーズや行政課題に対応した行政改革大綱を策定し、取り組んできました。なお、当初 10 年間の計画でしたが、急激に変化する社会経済情勢に対応するため、徐々に短縮し、現在は、3 年間の計画としています。

合併後の主な取組は以下のとおりです。

- 第 4 次行政改革（平成 18～22 年度）
 - ・ホームページの積極的な活用
 - ・男女共同参画の推進
 - ・住民窓口の夜間延長検討
 - ・指定管理者制度の導入
 - ・教職員住宅の使用料見直し

- 第 5 次行政改革（平成 23～26 年度）
 - ・自治基本条例の制定
 - ・適正な債権管理と効率的な債権回収
 - ・小中学校の統廃合
 - ・行政評価システムの有効利用
 - ・上下水道事業の健全化

- せき行財政改革アクションプラン（平成 27～29 年度）
 - ・ふるさと納税制度の推進（ふるさと納税額の増額）
 - ・公共媒体への有料広告（封筒、パンフレット、バス時刻表などへの導入）
 - ・公共施設へのネーミングライツの導入（わかくさ・プラザ体育館）
 - ・公平な税負担の見直し（武芸川地域に都市計画税を課税）
 - ・施設使用料の適正化と減免基準の統一化
 - ・ごみ処理経費の適正負担（ごみ袋の有料化）
 - ・温泉施設の運営見直し（武芸川温泉施設の民間譲渡）
 - ・フラワーロード事業の廃止
 - ・選挙事務の見直し（投票所数の削減）
 - ・市有施設の受電契約の見直し（新電力会社へ契約変更による経費削減）
 - ・定員・給与等の適正管理（定員削減）
 - ・観光協会の見直し（一般社団法人化）

- せき行財政改革アクションプランⅡ（平成 30 年～令和 2 年度）
 - ・マイナポータルを利用したオンライン手続の推進（申請メニューの拡大）
 - ・中池自然の家の運営見直し（市外利用者料金の創設）
 - ・武芸川ふるさと館の見直し（ワークショップの開催や考古学体験教室など新規取組）
 - ・公共施設再配置計画の推進（板取事務所と生涯学習センターの施設複合化）
 - ・福祉人材の育成（福祉事業従事者に対する補助制度の創設）
 - ・働き方改革（テレワーク、オンライン会議の実施、RPA、AI-OCR の導入）